

避難行動要支援者の災害時の対応能力・災害時に配慮を要する事項

区分	災害時の対応能力	災害時に配慮を要する事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の覚知が遅れる場合がある。 ・体力が衰え機敏な行動がとりにくいが、自力で行動できる。 ・近所付き合いが少なくなるなど地域とのつながりが希薄になっている場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・情報伝達、救助、避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・早い段階での直接的な情報伝達が必要。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・他人に迷惑をかけたくない気持ちが強く、我慢をしてしまうことがあるので、本人の状態をこまめに確認することが必要。
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。（車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等） ・支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・医療・介護関係者との連絡体制の確保が必要。
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の判断により行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・環境の変化による不安感等から、行動障害が現れる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静に接し、安心させ落ち着かせる。 ・認知症の特徴を理解した者が対応することが必要。 ・医療・介護関係者との連絡体制の確保が必要。
要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> ・介助者がいない場合には、覚知が遅れる可能性がある。 ・自力で行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。（車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等） ・支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・医療・介護関係者との連絡体制の確保が必要。
視覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による災害の覚知が不可能な場合が多い。 ・視覚による状況の把握が困難。 ・災害時には、よく知っている場所でも、障害物等によりいつものように行動できなくなる。 ・いつもどおりの行動ができないことにより精神的に不安になる。 ・日常生活圏を離れた場所では、介助者がいないと避難できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・誘導するときは、白杖を持たないほうの手で肘の上をつかんでもらいながら、半歩前をゆっくり歩く。このとき、白杖や腕を引っ張ったり後ろから押ししたりしないようにする。 ・誘導するときに、路上に障害物がある場合は、たとえば段であれば段の手前で立ち止まって、上がるのか下がるのか伝える。位置や方向を説明するときは、その方向に向かって前後左右、この先何歩、何メートルなど周りの状況を具体的に伝える。別れる際には、その場から先の状況について説明する。 ・盲導犬を伴っている場合には方向を説明し、直接盲導犬を引いたりさわったりしない。 ・避難所では、施設の中を誘導して、どこに何があるか確認させることが必要。 ・避難所では、文字で書かれた連絡等の情報が多いので、何が書いてあるのか口頭で知らせる。
聴覚障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚外による災害の覚知が困難な場合が多い。 ・音声による情報が伝わらない。 ・自分の意思を言葉で人に知らせることが困難である。 ・手話ができるとは限らない。 ・外見からは障害のあることが分からない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や絵を組み合わせた情報提供が必要。 ・身振り、手話、筆談などの視覚による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難誘導などの支援者の確保が必要。 ・避難所での音声による連絡は、必ず文字でも掲示する。 ・FAX、電子メール、メモ等の筆記用具を確保する。 ・手話通訳者や要約筆記者の配置に努める。

区分	災害時の対応能力	災害時に配慮を要する事項
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で身体の安全を守ることが困難である。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・車いす等の使用者は、避難行動に通常より多くの時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。（車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等） ・支援者の確保が必要。その支援者の行動は制約される。 ・車いすを使用する場合、段差を越えるときは、足元にあるステップを踏み、前輪を上げ、段差に乗せてから後輪を持ち上げて静かに段差に載せてから押し進める。上がるときは車いすを前向きに、下りるときは後ろ向きにするのが安全であり、いずれもブレーキをかける。緩やかな坂は、車いすを前向きにして下りるが、急な坂は後ろ向きにして、軽くブレーキをかけながらゆっくり下りるようにする。階段を避難するときは、2人から3人で車いすを持ち上げてゆっくり移動する。 ・避難所では、車いすが通るために最低80cmの幅、回転するために直径150cmの通路の確保が必要。 ・避難所等のバリアフリー化を推進する必要がある。
内部障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合が多い。 ・定期的に人工透析の必要な人や人工肛門を使っている人、ペースメーカーを埋めている人など、外見からは判断できないが、災害時に医療行為が受けられなくなると生命にかかわる場合がある。 ・水分、食事の制限が必要な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。（車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等） ・医療機関との連絡体制と常時使用する医療機器、薬等を確保するとともに、必要に応じて静かに手早く医療機関へ誘導、搬送する。 ・誘導、搬送方法を事前に決めておく。 ・身体の状態によっては、水、たんぱく質、塩分、油分などの制限をしなければならない人もいるので、食事を提供するときには本人に確認する。 ・避難所等でのオストメイト対応トイレの整備を推進する必要がある。
知的障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で危険を判断し行動することが困難。 ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・環境の変化により、精神的な動揺が見られ、発作やパニック障害を起こす場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静な態度で接し、分かりやすい言葉で避難場所等を伝え、本人を安心させ気持ちを落ち着かせる。 ・障害の特性を理解した者が対応することが必要。 ・避難所等では、間仕切りや個室の確保が望ましい。 ・症状の悪化に備えて、医療機関等との連絡体制の確保が必要。 ・話しかけるなど、精神的に不安定にならないような対応が必要。災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、発作がある場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関などに相談する。
精神障がい者	<ul style="list-style-type: none"> ・多くは、自分で判断し行動することができる。 ・災害時には、急激な環境の変化に対応できず、精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・服薬の継続が必要。 ・近隣との関係が希薄な場合、情報不足になりがちである。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静な態度で接し、状況を簡潔に説明して本人を安心させ気持ちを落ち着かせる。 ・障害の特性を理解した者が対応することが必要。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・避難所等では、間仕切りや個室の確保が望ましい。 ・症状に応じた周囲の思いやりと協力が必要であるとともに、医療機関や支援者等との連絡体制の確保が必要。 ・災害の不安から大声を出したり異常な行動をしても冷静に対処し、強い不安や病状悪化が見られる場合は、主治医若しくは最寄りの医療機関又は保健所へ相談する。
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障害の有無を判別できない場合がある。 ・人工呼吸器装置や吸引などの医療処置の必要な患者は、停電が生命にかかわる大きなリスクとなる。 ・移動困難で介護を要する患者が多い。 ・ショックや急激な環境の変化による心身の疲労・ストレスにより、症状を悪化させる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・医療行為を受けられなくなると生命にかかわる場合があるため、医療機関との連携や移送手段の確保（医療機関の支援）が必要である。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。（車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等） ・常時使用する医療機器や機器に必要な電気、酸素ボンベ等を確保する必要がある。 ・県の関係機関に安否や避難情報を提供する。